

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月から同年 5 月まで

私は、共済組合員資格を喪失した後に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。私の年金手帳には初めて被保険者となった日は昭和 54 年 3 月 1 日と記録されているのに、年金記録では 3 か月後の同年 6 月 1 日とされている。申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 54 年 3 月については、申立人が所持する年金手帳に「54 年 3 月 1 日」を国民年金被保険者資格取得日とする記載があり、申立人は、直後の同年 3 月 * 日に婚姻していることが確認できることから、当該資格取得日から婚姻日前までの期間は国民年金の強制加入被保険者期間である。

また、申立人の住所地を管轄する年金事務所から、昭和 54 年 3 月は過年度納付書が発行されたものと考えられると回答していることから、当該期間については、納付書が発行されていたものと推認でき、申立人は申立期間後から 60 歳到達までの期間において未納期間が無く、その後の国民年金保険料に対する納付意識の高さを踏まえると、同年 3 月については、保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月及び同年 5 月については、申立人は、手帳記号番号払出し時期の同年 6 月 1 日に任意加入被保険者資格を取得していることがオンライン記録で確認でき、当該資格取得時点で、当該期間は婚姻後の任意加入適用期間の未加入期間となり、制度上、保険料を遡って納付することはできないこと、申立人は、当該期間の保険料の納付状況に関して記憶が明確ではないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から同年6月まで
② 昭和56年10月から同年12月まで

私は、昭和52年4月に入社した会社が厚生年金保険適用事業所ではなかったため、しばらくしてから国民年金に加入した。その後は母が私に国民年金保険料の納付書を提示してくれ、私が保険料を母に渡し、母が私に代わって保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、申立人は当該期間後の国民年金保険料を全て納付しており、当該期間の保険料を納付してくれていたとする申立人の母親は当該期間の保険料が納付済みである。

一方、申立期間①については、申立人は当該期間後の昭和57年4月から同年6月までの保険料を重複納付したことにより、この保険料が、58年9月16日の還付充当決定決議時点で未納であった期間のうち過年度納付可能な申立期間①直後の56年7月から同年9月までの期間の保険料に充当され、充当することができない残額は58年11月に還付されていることが申立人の「還付整理簿」及び「還付・充当、一時金等リスト」で確認できる。

また、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、申立人の申立期間①における保険料納付の具体的な状況が不明であるほか、母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いなど、申立期間①について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情

も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年9月から57年3月まで
私は、昭和57年2月に転居した後、未納であった国民年金保険料について納付の督促を受け、区役所で未納分の保険料を1回で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間内の昭和57年2月2日に転居した旨の記載と転居先の区の印が押されている。

さらに、申立人は、転居後に申立期間の保険料の納付書が届き、すぐに区役所で保険料を納付したと説明しており、当該転居直後には申立期間の保険料を区役所で現年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年9月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から同年9月まで
② 昭和55年1月から同年3月まで

私の母は、私が会社を退職した昭和51年3月以降に私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。また、55年1月に会社を退職した後は、私が婚姻した日に住所変更手続きや厚生年金保険から国民年金への切替手続きを市役所で行い、私の夫が夫婦二人の保険料を自治会による集金又は金融機関で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、昭和52年10月頃に申立人は国民年金の加入手続きを行ったことが推認できるところ、当該加入時点では申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人から提出された領収書により、申立期間①直前の昭和51年4月から52年3月までの保険料を53年1月21日に過年度納付していることが確認できる上、申立期間①直後の52年10月から53年5月までの保険料を2か月単位で納付していることが確認でき、申立期間①前後の期間は納付済みで、申立期間①は6か月と短期間である。

さらに、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から申立期間を含め60歳に到達するまで保険料を完納しており、その夫も同年4月から60歳に到達するまで保険料を完納していることから、夫婦そろって年金制度を理解し、納付意識も高かったことがうかがえる。

2 申立期間②については、申立人は、婚姻した日（昭和 55 年 2 月 * 日）に厚生年金保険から国民年金への切替手続及び住所変更手続を行ったと主張しているところ、申立人から提出された年金手帳の氏名変更欄及び住所変更欄の変更日を 55 年 2 月 * 日とする手続が新居のある市で行われたことが確認できることから、申立人の主張に信ぴょう性が認められる上、申立期間は 3 か月と短期間である。

また、申立人の保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫は、国民年金の加入手続を行った昭和 53 年 1 月時点で過年度納付が可能な 50 年 10 月に遡って保険料を納付後、申立期間を含めて、60 歳に到達するまで保険料を納付している。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月から54年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月から54年10月まで
私は、昭和53年12月に会社を退職した後すぐに国民年金の加入手続を区の出張所で行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、その前後の任意加入者の加入時期から、昭和54年1月頃に払い出されたと推認できるところ、当該払出時点では申立期間の国民年金保険料は納付することが可能であり、申立人の主張には信ぴょう性が認められる。

また、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を区の出張所で行ったと説明しているところ、申立期間当時、当該出張所は存在し、国民年金保険料の収納事務を行っていたことが確認できる上、申立期間は11か月と短期間である。

さらに、申立期間直後の未納期間については、平成11年10月19日に、同月得喪の厚生年金保険（昭和54年11月8日から同年11月30日まで）の記録が追加されたことが確認できるところ、申立人は勤めていたので国民年金保険料を納付していないとしており、申立期間の直後に未納期間があることに不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和50年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月21日から同年7月1日まで

A社C工場に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが、同社には昭和50年4月1日から継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに申立人から提出のあったB社D支社が保有する昭和50年度賃金台帳兼所得税徴収簿及び人事通知の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和50年7月1日に同社C工場から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳兼所得税徴収簿において確認できる厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る資格喪失の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 34 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月 1 日から 8 年 9 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額に見合う標準報酬月額に比べ低くなっている。申立期間の前後で給与額は変わらなかったもので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成 7 年 9 月から 8 年 7 月までは 34 万円であったところ、同年 8 月 7 日付けで、同年 4 月に遡って随時改定が行われた結果 15 万円に減額され、さらに、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 8 年 10 月 31 日）より後の同年 11 月 1 日付けで、7 年 9 月から 8 年 8 月までについて遡って 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人と同様に平成 8 年 8 月 7 日付けで同年 4 月に遡って、標準報酬月額が約半額に減額訂正されている者は 22 人（申立人及び代表取締役を含む。）いることが確認でき、さらに、申立人と同日（平成 8 年 10 月 31 日）に被保険者資格を喪失している被保険者 21 人（申立人を含む。）のうち 19 人が同年 11 月 1 日付けで 7 年 9 月に遡って 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A 社の代表取締役は、「申立期間当時、経営不振で給料の遅配もあり資金繰りに苦労していた。社会保険事務所の人が来て経理担当者となっていたので自分は分からないが、多分社会保険料の滞納があったのではないかと思われる。」旨回答していることから、同社は社会保険料の滞納があったことがうかがえる。

また、申立人の雇用保険受給資格者証に記載された離職時賃金日額は 11,921 円であり、離職前 6 か月間の平均月給額が 357,630 円であることが認められる。

さらに、申立人に係る申立期間の給与振込額は、上記減額訂正後の標準報酬月額 9 万

8,000 円よりも高いほか、申立期間における給与振込額は、ほぼ一定であることが確認できる。

加えて、申立人と同様に2回にわたり標準報酬月額を減額訂正されている同僚の給与明細書によると、申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該減額訂正前のオンライン記録の標準報酬月額とほぼ一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成8年8月7日付け及び同年11月1日付けで行われた申立人の標準報酬月額に係る遡及訂正処理は事実上即したものと考えるが、社会保険事務所において、当該処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た34万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成15年6月2日、資格喪失日に係る記録を16年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、15年6月及び同年7月は13万4,000円、16年4月は9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月2日から同年8月1日まで
② 平成16年4月29日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の従業員の証言並びに申立人から提出のあった平成15年6月分、同年7月分及び16年4月分の給与明細書における労働日数から、申立人は申立期間①及び②においても同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、上記給与明細書により、A社は当月控除と考えられるところ、申立人に係る平成15年6月分、同年7月分及び16年4月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間①及び②において、A社は、オンライン記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、同社に係る閉鎖事項全部証明書から、同社は、当該期間において法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見

合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成15年6月及び同年7月は13万4,000円、16年4月は9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており、元代表取締役からも回答を得ることができないものの、同社は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成15年6月2日、資格喪失日に係る記録を16年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、15年6月及び同年7月は13万4,000円、16年4月は9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年6月2日から同年8月1日まで
② 平成16年4月29日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の従業員の証言並びに申立人から提出のあった平成15年6月分、同年7月分及び16年4月分の給与明細書における労働日数から、申立人は申立期間①及び②においても同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、上記給与明細書により、A社は当月控除と考えられるところ、申立人に係る平成15年6月分、同年7月分及び16年4月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間①及び②において、A社は、オンライン記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、同社に係る閉鎖事項全部証明書から、同社は、当該期間において法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見

合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成15年6月及び同年7月は13万4,000円、16年4月は9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており、元代表取締役からも回答を得ることができないものの、同社は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和36年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の記録では、昭和36年3月31日にA社において資格を喪失し、同年4月1日に同社C工場において資格を取得したとされており、被保険者期間が1か月欠落している。転勤に伴い異動したが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の人事担当者の回答から判断すると、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務し（昭和36年4月1日に同社本社から同社C工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和36年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を申立人に係る資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生

年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和36年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の記録では、昭和36年3月31日にA社において資格を喪失し、同年4月1日に同社C工場において資格を取得したとされており、被保険者期間が1か月欠落している。転勤に伴い異動したが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の人事担当者の回答から判断すると、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務し（昭和36年4月1日に同社本社から同社C工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和36年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を申立人に係る資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含

む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成20年8月から21年4月までを47万円、同年5月から同年8月までを44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年8月1日から21年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が保険料控除額に見合う標準報酬月額より低い。給与明細書を提出するので標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高いことが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成20年8月から21年4月までは47万円、同年5月から同年8月までは44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は無いが、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給与明細書において確認できる厚生年金

保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における労働者年金保険被保険者の資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は18年12月21日であると認められることから、申立人の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和17年6月から18年8月までは50円、同年9月から同年11月までは70円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和17年6月1日から19年まで

A社B工場で勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和14年4月から19年に陸軍に入隊するまで同社同工場で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和17年6月1日から18年12月21日までの期間について、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「被保険者台帳」という。）において、17年1月1日付けで労働者年金保険の資格取得、18年9月1日付けで標準報酬月額の改定が記録されているものの、資格喪失日が記録されていないことから、社会保険事務所（当時）の記録管理が適切に行われていなかったと考えられる。

一方、申立人の妻は、申立人がA社B工場を退職した時期について、申立人と同時期に同社同工場に勤務していた申立人の叔父が昭和18年に陸軍に入隊し、申立人はその1年くらい後に入隊したことから、19年頃であったとしている。

そこで、申立人の叔父に係るA社B工場における労働者年金保険被保険者記録を確認すると、昭和17年1月1日付けで資格取得し、18年12月21日付けで資格喪失したことが記録されている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、少なくとも叔父が勤務していた昭和 18 年 12 月 20 日まではA社B工場で共に勤務していたと考えられることから、申立人の同社同工場における労働者年金保険被保険者の資格取得日は、労働者年金保険料の徴収が開始された 17 年 6 月 1 日、資格喪失日は 18 年 12 月 21 日とすることが必要である。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人に係る被保険者名簿及び被保険者台帳の記録から、昭和 17 年 6 月から 18 年 8 月までは 50 円、同年 9 月から同年 11 月までは 70 円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和 18 年 12 月 21 日から 19 年までの期間について、A社は、申立人に係る資料を保管していないと回答しており、申立人の勤務実態を確認することができない。

また、A社B工場において、申立人と同じ昭和 17 年 1 月 1 日付けで労働者年金保険の被保険者資格を取得した従業員のうち、連絡先が確認できた 40 人に照会したところ、そのうち 34 人から回答が得られたが、申立人の氏名を記憶している者はいなかった。

さらに、C県及びD省に申立人の軍歴を照会したが、いずれも申立人に係る記録は確認できないと回答しており、申立人に係る陸軍入隊年月日を確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日に係る記録を昭和46年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月31日から同年9月1日まで
昭和44年4月にA社に入社後、退職するまで同社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。46年9月1日に同社本店からC社に出向したが、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社から提出された回答書から判断すると、申立人はA社及びC社に継続して勤務し（A社本店からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、雇用保険の記録及び申立人の供述から、昭和46年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和46年7月の事業所別被保険者名簿の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失日について昭和46年8月31日と届け、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料

を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における労働者年金保険被保険者の資格取得日は昭和18年5月1日、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年8月16日であると認められることから、申立人の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和18年5月から20年5月までは20円、同年6月及び同年7月は50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和18年5月1日から22年3月まで

A社B工場で勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。戦中から戦後にかけて、同社同工場で勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和18年5月1日から20年8月16日までの期間について、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「被保険者台帳」という。）において、18年5月1日付けで労働者年金保険被保険者の資格取得、20年6月1日付けで標準報酬月額の改定が行われたことが記録されているものの、資格喪失日が記録されていないことから、社会保険事務所（当時）の記録管理が適切に行われていなかったと考えられる。

一方、申立人の子は、申立人がA社B工場を退職した時期について、申立人の弟が、申立人は戦後においても1年から2年くらいは同社同工場勤務していたと記憶していることから、昭和22年3月頃であったとしている。

しかし、被保険者名簿において、申立人と同様に、昭和20年6月の標準報酬月額の改定記録があるものの、資格喪失日が記載されていない者のうち、オンライン記録により資格喪失日が確認できた10人について、資格喪失日は、同年8月15日から同

年8月31日と記録されている。

また、A社B工場は、戦時中は軍需工場であった。

これらを総合的に判断すると、申立人は、少なくとも戦争が終結した昭和20年8月15日まではA社B工場で勤務していたと考えられることから、申立人の同社同工場における労働者年金保険被保険者の資格取得日は18年5月1日、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年8月16日とすることが必要である。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人に係る被保険者名簿及び被保険者台帳の記録から、昭和18年5月から20年5月までは20円、同年6月及び同年7月は50円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和20年8月16日から22年3月までの期間について、A社は、申立人に係る資料を保管していないと回答しており、申立人の勤務実態を確認することができない。

また、A社B工場において、申立人と同じ昭和18年5月1日付けで労働者年金保険の被保険者資格を取得した従業員のうち、連絡先が確認できた31人に照会したところ、そのうち18人から回答が得られたが、申立人の氏名を記憶している者はいなかった。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月から9年9月までの期間、同年11月から10年2月までの期間、11年5月から同年12月までの期間、13年7月、同年8月、14年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年9月から9年9月まで
② 平成9年11月から10年2月まで
③ 平成11年5月から同年12月まで
④ 平成13年7月及び同年8月
⑤ 平成14年1月及び同年2月

私の母は、私が20歳になった平成8年*月から、大学を卒業して就職する前の12年6月までの国民年金保険料を納付してくれた。また、私は、会社を退職した13年5月から再就職をする前の14年3月までの保険料を納付した。申立期間①、②、③、④及び⑤の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親は、保険料の納付時期、納付頻度、納付金額及び納付場所等に関する記憶が明確ではない上、申立人は、申立期間①、②及び③の各申立期間直後の期間の保険料を、それぞれ平成11年11月26日、12年4月26日及び14年2月27日に過年度納付により納付していることがオンライン記録で確認でき、それぞれの納付日において、各申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人と同様に母親が保険料を納付していたとする申立人の姉も、申立期間①及び②の保険料は未納である。

申立期間④及び⑤については、申立人は、自身が保険料を納付していたとしているが、申立人は保険料の納付時期及び納付金額等の納付状況に関する記憶が明確ではない上、各申立期間直後の期間の保険料を、それぞれ平成15年10月27日及び

16年3月26日に過年度納付により納付していることがオンライン記録で確認でき、それぞれの納付日において、申立期間④及び申立期間⑤のうち14年1月の保険料は時効により納付することはできない。

また、申立期間は5回と多数回であり、申立人は申立期間当時から現在に至るまで同一市に居住していることが住民票で確認でき、当該市において申立期間に係る保険料の収納事務処理を誤り続けたとは考え難い。

さらに、申立人の母親及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人の母親及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から16年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から16年9月まで
私は、平成16年10月から毎月の国民年金保険料は口座振替で、それまで未納だった申立期間の保険料はコンビニエンスストア又は金融機関で遡って毎月納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の平成16年10月から申立期間の国民年金保険料を遡って納付したとしているが、申立人が保険料を納付したとする当該時点では、申立期間のうち14年4月から同年8月までの期間の保険料は、時効のため納付することはできない。

また、オンライン記録により、申立人は、平成16年10月以後の保険料を18年11月から19年12月まで、ほぼ毎月、過年度納付により納付していることが確認できるが、いずれの納付時点においても申立期間の保険料は時効のため納付することはできない。

さらに、申立人は平成16年10月分からは口座振替により保険料を納付していたとしているが、オンライン記録では、口座振替による保険料の納付は17年12月分から開始されていることが確認でき、申立期間に係る保険料の納付状況についての記意は明確ではない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 6 月から同年 8 月までの期間及び 51 年 5 月から 53 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 6 月から同年 8 月まで
② 昭和 51 年 5 月から 53 年 2 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、私が郵便局で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 4 月に任意加入被保険者資格を取得し、申立人の国民年金手帳の記号番号は同年 5 月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間①及び②は時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立期間①に係る昭和 47 年 5 月から同年 11 月までの期間及び申立期間②に係る 50 年 12 月から 53 年 5 月までの期間に払い出された手帳記号番号について、申立人が申立期間当時居住していた区の所轄年金事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の目視確認調査を日本年金機構に依頼した結果、申立人の氏名を確認することができなかったと回答しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続を行ったとする申立人の母親から当時の状況等を聴取することができないため当時の状況は不明であり、申立期間の保険料を納付していたとする申立人は、納付頻度及び保険料額に関する記憶が明確でない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年7月までの期間及び52年1月から54年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から同年7月まで
② 昭和52年1月から54年10月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間②については、私が保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和62年8月以降に払い出され、申立人が現在所持する国民年金手帳の記号番号が記載された年金手帳には、「62.9.10 交付」のスタンプが押されていることが確認できることから、当該手帳が交付された62年9月の時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「現在所持している年金手帳の表紙とは別の色の表紙の年金手帳を所持していた。」としているが、申立期間当時に交付される年金手帳の表紙の色は、現在申立人が所持している手帳と同じ色であり、申立人の説明とは異なる上、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「区の窓口で年金手帳の『国民年金の記録』欄に申立期間①及び②の被保険者期間を一度に記載してもらった。窓口の係の人はこれらの期間の保険料が納付されていたことを確認したため国民年金の被保険者期間を記入したと思う。」としているが、「国民年金の記録」欄は保険料納付の有無にかかわらず、国民年金の被保険者資格の得喪日を記入するものであり、保険料を納付したことを示すものではない。

加えて、申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付

に關与しておらず、申立期間②については、申立人は保険料の納付額及び納付方法に關する記憶が明確でないなど、国民年金の加入状況及び申立期間の保険料の納付状況が不明である。

このほか、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、新たな資料の提出や具体的な説明は無い上、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年5月から47年3月まで
申立期間の国民年金保険料は、当初は当時勤務していた事業所の店主の妻が、途中からは私が納付しており、婚姻後は、まとめて納付したことがある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の途中からは当時勤務していた事業所の店主の奥さんから年金手帳を受け取り、自分で毎月、国民年金保険料を納付した。」としているが、申立人が店主の妻から受け取ったとする年金手帳の表紙の色は申立期間後に発行された手帳の表紙の色であるとともに、申立期間当時に居住していた区の保険料の収納期間は3か月ごととなっており、申立内容と相違している。

また、申立人は、「婚姻後も申立期間の保険料をまとめて納付したことがある。」としているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和48年5月以降に払い出されていることから、当該払出時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、「申立期間当初の保険料は、店主の奥さんが納付してくれた。」としているが、当時の事業所の店主の妻から保険料の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及び申立期間当時に申立人が勤務していた事業所の店主の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 から 51 年 12 月 まで
私は、昭和 41 年頃から住み込みで店に勤務し、私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は店の事業主が行ってくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年頃から勤務していた店の事業主が申立人の国民年金の加入手続をしてくれたと思うとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の 53 年 11 月に払い出されており、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することができない。

また、上記の国民年金手帳の記号番号が払い出された時期は第 3 回特例納付が実施されていた時期であるものの、申立人は事業主が保険料を遡って納付したことを聞いていないとしている。

さらに、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする事業主から保険料の納付状況等を聴取することができない上、申立人は、「事業所には申立期間当時、同僚が二人いたが、氏名等は覚えていない。」としており、同僚からも聴取することができないため、当時の状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間当時に勤務していた店の事業主が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該事業主が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで
② 昭和 52 年 4 月から同年 10 月まで

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料の領収証を所持している。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料を昭和 54 年 2 月 27 日に、申立期間②の保険料を同年 3 月 16 日にそれぞれ過年度納付した領収証書を所持しており、申立人が申立期間の保険料を一旦納付していたことは確認できる。

しかし、申立人の還付整理簿及び還付・充当・死亡一時金等リストから、申立期間①のうち、昭和 51 年 4 月から同年 12 月までの期間の保険料については、時効期限後に納付されたことにより 54 年 6 月 18 日に還付決議が行われ同年 7 月 1 日に、申立期間①のうち、52 年 1 月から同年 3 月までの期間及び申立期間②の保険料については、資格喪失により 54 年 10 月 2 日に還付決議が行われ同年同月 9 日に、保険料がそれぞれ還付されていることが確認できる。

また、申立期間①及び②については、申立人の妻は厚生年金保険被保険者であることから、当該期間は国民年金の任意加入適用期間となり、申立人が申立期間の保険料を納付するには、申立期間当初に任意加入手続を行う必要があるが、申立人は任意加入手続を行った記憶は無く、申立人の所持する国民年金手帳によると、上記納付書により保険料が納付された後の昭和 54 年 6 月 26 日に強制加入期間でなくなった 51 年 4 月 1 日付けで資格喪失が行われたことから、当該期間は未加入期間とされ、制度上、保険料を納付することができず、納付されていた申立期間の保険料が還付されたものであり、申立期間の保険料が還付されることについて不自然さは見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年11月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年11月から平成3年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、制度改正に伴い学生が強制加入被保険者となった平成3年4月後の同年12月頃に払い出されており、資格取得日は上記制度改正日の同年4月1日であることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間当時同居していた弟の学生期間の保険料も母親が納付してくれていたと説明しているが、弟も学生期間である平成3年3月までは、国民年金に未加入である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況は明確でなく、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで

私は、昭和44年5月に申立期間の国民年金保険料を区役所で一括納付した。その際、国民年金手帳の42年度の印紙検認記録欄に割り印を押して印紙検認台紙を切り離してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が所持する国民年金手帳の昭和42年度の国民年金印紙検認記録欄の右側にある44年5月の割り印が当該年度の国民年金保険料を納付したことを示していると主張しているが、納付記録のある43年度及び44年度の当該印紙検認記録欄には検認の押印があるのに対して、当該年度の同欄には検認の押印が無い。

また、申立期間当時は、国民年金印紙検認記録欄の右ページに国民年金印紙検認台紙（印紙を貼付）があり、保険料を現年度納付することができなくなると割り印をして右ページを切り離し社会保険事務所（当時）に提出する事務処理が行われていたところ、割り印の昭和44年5月時点で、申立期間の保険料について、現年度納付することができないことが確認できる。

さらに、申立人は、納付額に関する記憶は明確でなく、申立期間における納付状況は不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から平成 2 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から平成 2 年 4 月まで
私は、会社を退職した昭和 62 年 7 月頃に区出張所で国民年金の加入手続を行った。その後、次の会社に入社するまでの間の申立期間は、国民年金保険料を納付していたので、申立期間の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 7 月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、オンライン記録により、平成 22 年 10 月 18 日に基礎年金番号が付番されたことにより、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 8 年 3 月 26 日に遡って国民年金被保険者資格を取得しており、申立期間は国民年金の加入期間として取り扱われていない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立期間当時に申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録により、申立人の納付状況をみると、上記基礎年金番号が付番された時点（平成 22 年 10 月）で、時効にかかわらず納付が可能な 20 年 9 月分の保険料を 22 年 10 月 31 日に過年度納付していることが確認でき、納付記録に不自然さは認められない。

そのほか、申立期間に保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人が申立期間に保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月1日から38年3月31日まで
自分の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社で勤務していた申立期間が未加入である旨の回答をもらった。しかし、申立期間については、同社に勤務したことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、平成15年6月29日に既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は、連絡が取れないことから、同社の承継会社であるB社の事業主に照会したところ、平成16年にA社から営業譲渡を受けたが、同社に関する昭和57年以前の資料は既に処分し、現在は保有していないことなどから、申立人の勤務や同社における厚生年金保険の取扱いについては不明であるとしている。

また、申立期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者であった者は、オンライン記録によると、事業主を除いて3人であり、当該3人は、死亡又は連絡先不明のため、これらの者からも、申立人の勤務及び同社における厚生年金保険の取扱いについて確認することはできない。

なお、本件申立てについては、年金事務所から本件申立書が当委員会に転送されてきた後、申立人に対して、本件申立ての理由等の詳細について確認等を行うために、電話照会等を再三行ったが、申立人からの応答及び回答は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 7 月 16 日から同年 10 月 1 日まで
平成 4 年 3 月から 9 年 9 月まで、A 社及び同社が社名変更した B 社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間において、厚生年金保険の加入記録が無く、国民年金に加入していることとなっているのはおかしい。また、当時の給与明細書は保存していないが、普通預金通帳を保有しており、これによれば、他の月と変わらない給与が振り込まれていることが明らかである。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A 社に勤務していたと申し立てしているところ、申立人の雇用保険の加入記録及び申立人から提出された普通預金通帳の給与振込の記録から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、C 厚生年金基金が保管する申立人に係る厚生年金基金加入員資格喪失届及び資格取得届によると、平成 5 年 7 月 16 日に一旦加入員資格を喪失し、同年 10 月 1 日に再度、加入員資格を取得しており、申立人は、厚生年金保険と一緒に加入すべき厚生年金基金についても、申立期間において加入員資格を喪失し、加入していないことが確認できる。

また、D 健康保険組合が保管する申立人に係る健康保険被保険者記録によれば、上記基金の記録同様、申立期間においては健康保険に加入していないことが確認できる上、上記基金が保管する申立人の厚生年金基金加入員資格喪失届においては、平成 5 年 7 月 16 日に資格を喪失したときに、健康保険証を D 健康保険組合に返却したことが記録されており、申立人は、申立期間においては健康保険証を保有していなかったことも確認できる。

さらに、申立人は、オンライン記録によれば、申立期間において、国民年金に加入し、

その保険料が全額免除されていることが確認できる。

なお、申立人は、自身が提出した普通預金通帳には、申立期間の各月においても他の月とほぼ変わらない給与が振り込まれていることが明らかであると申し立てているが、当該通帳においては、給与振込額は記載されているものの、厚生年金保険料の控除については、記載が無く、確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 10 日から同年 12 月 31 日まで
A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に、同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に勤務し、庶務の仕事をしていたと申し立てている。

しかしながら、A社の元代表取締役は、申立人について記憶が無く、また、同社については平成7年に既に自己破産しているため、当時の資料は無く、しかも、申立期間当時の代表取締役は、既に死亡していることから、申立人のA社における勤務及び厚生年金保険料の控除については、不明であるとしている。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間当時、同社の厚生年金保険被保険者は事業主を含めて5名であることが確認できるが、そのうち連絡先が判明した2名に照会したところ、回答があった1名は、当時、社会保険事務を担当していたが、申立人については記憶が無いと供述している。

さらに、上記被保険者名簿における申立期間当時の整理番号に欠番は見当たらないことから、申立人のA社における厚生年金保険の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 6 月から 46 年 5 月まで
② 昭和 46 年 6 月から 47 年 9 月まで
③ 昭和 48 年 10 月から 49 年 10 月まで
④ 昭和 49 年 11 月から 53 年 9 月まで
⑤ 昭和 60 年 9 月から 63 年 2 月まで

A社が経営していたレストランにB職として勤務していた申立期間①、C事業所の事業主が経営していたレストランにB職として勤務していた申立期間②、D社が経営していたレストランにB職として勤務していた申立期間③、E事業所にB職として勤務していた申立期間④及びF社（現在は、G社）が経営するレストランにB職として勤務していた申立期間⑤の厚生年金保険の加入記録が無い。いずれの期間も間違いなく勤務していたので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について、A社が経営していたレストランにB職として勤務していたと申し立てしているところ、当時、同社の役員であった事業主の妻の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が、同社が経営するレストランに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 54 年 4 月 1 日であり、同社は、それ以前の申立期間①において適用事業所になっていないことが確認できる上、上記役員は、同社が適用事業所となる前の申立期間①において、従業員の給与から保険料を控除したことは無いとしている。

また、申立人は、複数の同僚の氏名を記憶しているものの、これらの者は連絡先が不明

であり、これらの者からA社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができないところ、申立期間から約4年が経過している昭和50年9月に同社に入社したとする従業員は、入社当時は、同社が厚生年金保険に加入しておらず、また、被保険者資格を取得する前に給与から保険料が控除されることは無かったとしている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立人は、申立期間②について、C事業所の事業主が経営していたレストランにB職として勤務していたと申し立てているところ、当該事業主の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同事業所の経営するレストランに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C事業所の事業主は、申立期間②当時、厚生年金保険の加入は、希望する者だけを加入させていたとし、加入しなかった者の給与から保険料を控除することは無かったとしている。

また、申立人は、一緒に勤務したとする同僚3人の氏名を記憶しているが、C事業所に係る事業所別被保険者名簿には、これらの者の氏名は見当たらないことから、申立期間②当時は、同事業所は従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立人は、申立期間③について、D社が経営するレストランにB職として勤務していたと申し立てている。

しかしながら、D社の事業主は、申立期間③当時の人事記録や賃金台帳等は残っていないとしており、また、同社が厚生年金保険の適用事業所となる手続を行ったとする役員及び担当者は、申立人が勤務するレストランの従業員については、厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除することもなかったとしている。

そして、申立人は、当該レストランと一緒に勤務していたとする複数の同僚の氏名を記憶しているものの、D社に係る事業所別被保険者名簿にはこれらの者の氏名は見当たらず、また、申立期間③当時、同社の厚生年金保険の加入記録がある従業員で、連絡先が判明した13人に照会したところ、3人から回答があったが、申立人を記憶している者はおらず、同一職種の者も見当たらないことから、当時、レストランに勤務していた従業員については、厚生年金保険に加入していたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 申立人は、申立期間④について、E事業所にB職として勤務していたと申し立てているところ、当該期間に同レストランにおいて厚生年金保険の加入記録のある同僚が、申立人が自身より後に入社してきたと供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が同レストランに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、E事業所の事業主は、連絡先が不明であり、同人から申立期間④当時の同レストランにおける厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、E事業所に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間④当時、同レストランにおいて厚生年金保険の加入記録があり、連絡先の判明した5人に照会したところ、回答のあった二人は、当時は希望者だけが厚生年金保険に加入していたと供述しているところ、申立人が記憶している3人の同僚のうち、二人は同名簿において氏名が確認できないことから、当時、同レストランは、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 5 申立人は、申立期間⑤について、F社が経営するレストランにB職として勤務していたと申し立てているところ、申立人が記憶している上司の供述から判断すると、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、F社の後継会社であるG社は、申立期間⑤当時のF社の人事記録や賃金台帳等は残っていないとしており、また、当該上司及び同社の当時の担当者は、当時、厚生年金保険に加入させていない従業員がおり、当該従業員については給与から保険料を控除していなかったとしている。

そこで、F社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間⑤当時に同社の厚生年金保険の加入記録がある従業員で、連絡先の判明した19人に照会したところ、回答のあった4人は、厚生年金保険に加入させていない従業員がいたとしており、また、うち一人は、調理場、清掃作業の従業員は加入させていなかったとしていることから、同社では、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 1 日から 57 年 10 月 1 日まで

A社に在籍していた期間のうち、グループ会社のB社に出向していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。申立期間の一部期間の給与明細書及びB社における一部期間の源泉徴収票を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額よりも低額である旨主張しているところ、申立人から提出された一部期間の給与明細書に記載されている報酬額は、オンライン記録の標準報酬月額より高いことが確認できるものの、当該給与明細書には会社名及び年の記載が無く、同時期に、A社で勤務した従業員から提出された給与明細書とも書式が異なることから、発行事業所及び時期を特定できない。

また、申立人から提出された昭和 55 年分給与所得の源泉徴収票によると、支払者についてB社と記載されており、これについて申立人は、「B社から給料が出ているようになっているが、実質は、A社から出ているはずである。」と述べているところ、このことを確認できる資料等は無く、当該源泉徴収票がA社から発行されたことが確認できない。

さらに、上記源泉徴収票に記載されているB社はオンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できず、申立人及びA社の事業主は、B社は適用事業所ではなかったと思う旨述べている。

加えて、A社は既に解散しており、同社の当時の代表取締役は、申立期間の資料等を保有しておらず、同社及びそのグループ会社において社会保険担当又は経理担当であった従業員は死亡又は連絡先不明のため、これらの者から申立人の厚生年金保険の取扱い、加入状況及び厚生年金保険料控除について確認できない。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人の標準報酬月額の記事内容に不備な点はなく、遡って標準報酬月額が訂正されている等の不自然な点は見当たらない。

また、上記被保険者名簿には、昭和56年9月11日に社会保険事務所（当時）による総合調査が行われた記載があり、数名の標準報酬月額が訂正されていることが確認できるところ、申立人の標準報酬月額は訂正されていない。

さらに、この総合調査について、年金事務所は、「対象となる事業所の従業員に係る出勤簿及び賃金台帳等の帳簿と届出書を照合し、誤りがあれば時効期間（2年）以内であれば遡って訂正届を提出させる指導を行っている。また、訂正されていないならば届出に誤りが無かったと判断されたと考えられる。」と回答している。

なお、申立人から追加の調査を行わないでほしいとの依頼があることから、現在までに判明している資料等から判断せざるを得ない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月1日から4年8月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額がその前の標準報酬月額より低額となっている。給与が下がったことは無いので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された文書によると、「申立人の平成元年10月1日からの給与等の条件は、管理職定年時の基本給与（除く役職手当）の90%を支給し、現行基本給与月額52万2,000円の90%相当額（月額47万円）となる。雇用形態は、1年契約の嘱託雇用とする。」等と記載され、固定的給与及び雇用形態が変動したことが確認できる。

また、申立人は、給与が下がったことは無いと主張しているところ、申立期間の標準報酬月額を、申立人が主張する標準報酬月額（53万円）である場合とオンライン記録の標準報酬月額である場合とでそれぞれ仮定し、試算した社会保険料控除額について、申立人から提出された市県民税所得証明書に記載された社会保険料控除額と照合したところ、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認められる。

さらに、オンライン記録により、平成2年10月の定時決定において標準報酬月額が減額されているA社の元従業員から提出された同年分及び3年分の源泉徴収票によると、同従業員はオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認められる。

加えて、A社は、申立人の申立期間に係る賃金台帳、源泉徴収簿は保存期限経過のため保管していないと回答しているほか、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に不備な点は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われている等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から7年4月30日まで
A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前の標準報酬月額より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成5年11月から6年10月までは53万円、同年11月から7年3月までは59万円と記録されていたところ、申立人がA社で被保険者資格を喪失した同年4月30日及び同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年10月16日）より後の同年12月4日付けで、6年10月及び7年10月の定時決定の記録が取り消され、5年11月に遡って20万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立期間及び上記減額訂正時において、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社が加入していたB厚生年金基金の滞納処分票により、同社は基金掛金及び厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。同基金の資料において、同基金の担当者が申立人に電話で3か月分が納付されていない旨を伝えていることがうかがえるほか、同基金が保管していた同社の健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪届の「全喪後の連絡先」欄には、申立人の住所及び氏名が記入されていることが確認できることから判断すると、申立人は、平成7年12月4日付けで行われた自らの標準報酬月額の減額訂正処理を全く知らなかったとは考え難く、当該減額訂正について、何らかの同意があったものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為についても責任を負うべき

であり、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月 26 日から 60 年 6 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では営業企画として 10 年ぐらい勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社における申立人の雇用保険の加入記録は、昭和 60 年 6 月 1 日から 61 年 3 月 31 日までとなっていることから、申立期間において、同社で勤務していたことが確認できない上、申立期間の前に勤務していた会社での雇用保険の離職日は、51 年 10 月 1 日となっており、申立期間の一部と重複している。

さらに、A社において、申立期間のみに厚生年金保険の加入記録がある元従業員 9 名に照会したところ、回答があった 6 名全員が申立人を記憶しておらず、回答があった者のうち同社の取締役は、「私が同社に在籍した昭和 52 年 4 月 1 日から 58 年 3 月 31 日までの間に申立人が勤務したことは無かった。」と回答している。

加えて、回答があった者のうち、昭和 59 年中に厚生年金保険の被保険者資格を取得している 2 名は、「申立人は、自分より後に入ってきた営業の人である。1 年も勤務していなかったと思う。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月1日から15年10月1日まで

A病院に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与の報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。当時の家計簿、給与振込の記載がある預金通帳及び市民税・県民税（普通徴収）納税通知書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A病院に勤務している期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、同病院から受け取った給与額に見合う標準報酬月額と比べて低額であると申し立てている。

しかし、A病院は、申立期間当時の申立人に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料等について、確認することができないとしている。

また、申立人から提出のあった家計簿及び預金通帳の写しからは、申立人が申立期間に事業主から受け取った給与の手取額を確認することができるものの、申立期間の厚生年金保険料控除額は確認することができない。

さらに、申立期間のうち、平成10年12月から14年11月までの期間については、申立人から提出のあった12年度から15年度までの市民税・県民税（普通徴収）納税通知書により、当該期間の社会保険料控除額は確認できるものの、当該社会保険料控除額及び給与支給額から各月の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を算出すると、いずれもオンライン記録の標準報酬月額に比べて低額であることが確認できる。

加えて、上記家計簿のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した平成6年1月の給与額欄には「437,000円」と記載されているところ、雇用保険の記録においては、申立人の同病院における雇用保険被保険者資格取得時の賃金額は32万4,000円と届出されており、当該金額は、申立人の厚生年金保険の資格取得時の標準報酬月額32

万円の報酬月額範囲内にあること、また、同病院が加入していたB健康保険組合における申立人の申立期間に係る健康保険の標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致していることを踏まえると、事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、本来届け出るべき報酬月額より低い報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ているものと考えられる。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年5月17日から平成元年2月16日まで

A社(昭和63年8月、B社に社名変更)に営業職として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務期間の途中で社名の変更はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社で勤務していた複数の従業員の供述から、申立人が申立期間において、同社に在籍していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は既に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主からは回答を得られず、複数の従業員が申立人の上司であったとする者は既に死亡しており、社会保険事務の責任者であったとされる経理部長は、直接、社会保険業務には関わっていないとしていることから、これらの者から申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、オンライン記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日(昭和63年5月1日)から申立人がB社において再度厚生年金保険に加入した日(平成元年2月16日)までに資格取得した、申立人を除く36人のうち連絡先が判明した26人に照会したところ、このうち、二人の従業員は、申立期間に在籍し、かつ、申立人を記憶していると回答しているものの、いずれも申立期間の申立人に係る厚生年金保険の取扱いについては分からない旨回答している。

さらに、申立人の標準報酬月額については、一度資格を喪失した昭和63年5月は47万円(健康保険は、71万円)であったものが、再取得時の平成元年2月は30万円と記録され、わずか8か月で大幅に減額されていることが確認できることから、申立人の雇用形態に変化があったことがうかがわれ、申立人と同じ営業職であった複数の従業員は、

A社に在籍していたとする期間の一部しか被保険者期間が無いことから、同社では、何らかの事情により厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 6 月から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 50 年 7 月 1 日から 54 年 1 月 1 日まで

A社B支店C部（現在は、A社）に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、直前まで勤めていた会社を退職した月に準社員として入社したはずなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、A社B支店C部での報酬月額は、入社時に約 10 万円、退職時に約 20 万円と記憶している。給与明細書等はないが申立期間②の標準報酬月額の記録は低すぎるので、調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社B支店C部における雇用保険の資格取得日は、昭和 50 年 6 月 30 日と記録されているところ、A社から提出された申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書（以下「決定通知書」という。）の資格取得年月日及びD国民健康保険組合第一種組合員加入届（以下「加入届」という。）の雇用年月日は、同年 7 月 1 日と記載されており、申立人の同社B支店C部における入社日が相違している。

一方、A社の人事担当者は、現場雇用の者であることから、雇用保険と厚生年金保険の資格取得日が相違している理由は分からないが、同社が保管している決定通知書及び加入届から、昭和 50 年 7 月 1 日に資格を取得させていることが確認でき、また、厚生年金保険料の控除方法は当月控除であることから、同年 7 月に支給する給与から 7 月分保険料として控除を開始していると思われる旨供述している上、同社から提出された決定通知書に記載されている資格取得日は、申立人のオンライン記録と一致し

ている。

また、A社B支店C部において、申立人は上司及び同僚一人の姓のみを挙げているところ、上司であった者は、自身が社会保険事務担当者であったとし、「申立人が現場採用の社員であったことは記憶しているが、入社時期までは分からない。」と供述しており、同僚にも照会したが回答を得ることができず、当該期間における申立人の勤務状況等について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、資格取得月である昭和50年7月に8万円、随時改定及び定時決定により51年8月に9万8,000円、52年10月に10万4,000円、53年9月に12万6,000円と記録されている。

また、A社から提出された申立人に係る決定通知書、当該期間に係る厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書及び厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、昭和50年7月の資格取得時の報酬見込額は7万9,000円（標準報酬月額8万円に相当）、51年8月の随時改定の対象月となる同年5月から同年7月までの3か月間の平均報酬月額は9万6,100円（標準報酬月額9万8,000円に相当）、52年10月の定時決定の対象月となる同年5月から同年7月までの3か月間の平均報酬月額は10万6,292円（標準報酬月額10万4,000円に相当）、53年9月の随時改定の対象月となる同年6月から同年8月までの3か月平均報酬月額は12万2,052円（標準報酬月額12万6,000円に相当）であることが確認できる。

さらに、申立人は、退職時（昭和53年12月）の報酬月額は約20万円であったとし、上記上司及び同僚について、「私の入社よりも前から勤務していたことから、私よりも高額な報酬月額だったはずだ。」と供述しているところ、上司である社会保険事務担当者は、自身の保有する昭和54年12月分の給与明細書に記載されている手取額は約14万円だったと回答し、「現場採用の社員が正社員よりも給与が高いことはあり得ない。」と供述している上、オンライン記録から、同人の同年同月の標準報酬月額は17万円であることが確認できる。

加えて、A社B支店C部に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人と同じ昭和50年代に厚生年金保険の被保険者資格を取得した女性従業員14人（申立人を含む。）の資格取得時の標準報酬月額は6万円から8万6,000円と記録され、申立人の資格喪失月である昭和53年12月の標準報酬月額は10万4,000円から12万6,000円と記録されている。

その上、上記被保険者名簿では、遡って標準報酬月額の訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年頃から 56 年 6 月 1 日まで
② 昭和 57 年 3 月 1 日から 62 年頃まで

A社に勤務していた申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 55 年頃に入社し、厚生年金保険に加入したと記憶しており、同社が事業を廃止する際には、従業員の中で最後まで残って勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 56 年 6 月 1 日であり、申立期間①は適用事業所でないことが確認できる。

また、A社は既に解散しており、事業主の連絡先が不明であることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて照会することができない。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者原票において被保険者となっている従業員のうち、連絡先の判明した4人に照会したところ、3人から回答を得られたが、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除に関する資料を得ることはできなかった。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①のうち昭和 55 年 1 月から 56 年 3 月までの期間、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

2 申立期間②について、申立人は、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張しているところ、申立人の同社における雇用保険の加入記録は、昭和

56年7月1日から平成3年3月31日までと記録されており、申立人が申立期間②において同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿では、A社は昭和57年3月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②は適用事業所でないことが確認できる。

また、A社は既に解散しており、事業主の連絡先が不明であることから、申立人の申立期間②の厚生年金保険の取扱いについて照会することができない。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者原票において被保険者となっている従業員のうち、連絡先の判明した4人に照会したところ、3人から回答を得られたが、厚生年金保険料の控除に関する資料を得ることはできなかった。

加えて、オンライン記録によると、申立期間②のうち昭和60年10月から62年12月までの期間の国民年金保険料を63年1月から同年8月にかけて、遡って納付していることが確認できる上、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日である57年3月1日に国民健康保険に加入していることが確認できることから、申立人は厚生年金保険に未加入であることを認識していたことがうかがえる。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。